



情報通

2009. April 4月号

発行日：平成21年4月1日

発行：東京税理士会
情報システム委員会

題字：金井塚 清 (豊島)

速報 e-Tax 利用状況と支部別情報入手

国税庁はホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp/topics/kensu.html>) において、e-Taxの利用件数を更新した。平成21年3月2日付(平成20年分個人確定申告分はまだ含まれていない)は、下記のとおり結果となりました。また、本会情報システム委員会は、平成20年12月31日付け開業税理士(税理士法人等補助税理士を除く会員)を対象に、支部別の利用状況資料を独自入手できたのでご報告いたします。

<http://www.e-tax.nta.go.jp/topics/kensu.html>

e-Tax利用状況												
	オンライン利用促進対象手続							法定調書	申請・届出等	合計	左記以外の申請・届出等手続	納付手続
	申告											
	所得税	法人税	消費税(個人)	消費税(法人)	酒税	印紙税	計					
平成20年度 <small>(平成21年3月2日現在)</small>	2,813,737	935,643	117,869	1,052,919	35,894	58,092	5,014,154	992,651	201,230	6,208,035	2,815,644	1,177,636
平成19年度	3,633,890	510,626	286,986	580,928	34,589	29,473	5,076,492	582,077	112,007	5,770,576	3,610,518	730,328
平成18年度	490,584	100,857	101,975	117,193	12,663	7,000	830,272	206,054	20,827	1,057,153	766,978	211,253
平成17年度	34,842	32,484	9,638	33,524	705	1,090	112,283	13,528	1,217	127,028	62,023	48,706
平成16年度	18,694	17,898	3,030	13,216	-	-	52,838	4,237	742	57,817	272	12,494
平成15年度	2,482	54	488	33	-	-	3,057	0	4	3,061	3	9

(注1) オンライン利用促進対象手続は、国税関係手続の「オンライン利用促進のための行動計画(平成19年3月改定)」による。
 (注2) 運用開始は、平成16年2月である。
 (注3) 年度は、4月から翌年3月までである。

法人税申告数は200%の見通しへ

法人税申告は、平成20年分は3月2日現在ですでに前年比183%となっており、年度末の3月31日では、200%を超える見通しが濃厚となっております。当然、所得税においても相当な伸びが期待されており、新情報が入り次第ご報告してまいります。

この伸びは、税理士が日常業務で利用しているシステム側の改善が大きく、今後も加速度的に利用が進むものと考えられます。

支部別 e-Tax 利用状況

情報システム委員会では、独自に平成20年12月末での開業税理士(税理士法人等の補助税理士を除く会員)の利用状況を手に入れました。

資料によると、開始届出書提出の割合は、本会会員全体では47.7%となり残念ながら過半数50%には届きませんでした。さらに、実際に代理送信を行っている会員の割合は、19.6%(3,204名)という結果がでました。

支部別では、電子申告利用開始届出書提出の割合、代理送信率ともに、開業税理士数が少なめの支部が高い傾向があります。具体的には、電子申告利用開始届出書提出割合では、江戸川南支部・青梅支部・本所支部と続きますが、代理送信率では、青梅支部・西新井支部・荏原支部と続いています。

今後、電子申告利用開始届出書の提出率を上げるとともに実質的電子申告(代理送信率の向上)割合を向上させなければなりません。

更なる分析を重ね、より日常業務において電子申告の利用促進をはかるべく施策を検討していく必要があります。

東京税理士会におけるe-Tax利用状況(平成20年12月31日現在)【開業税理士】

	開始届出書提出有				開始届出書提出無		支部 会員数
	代理送信利用有		代理送信利用無		人	%	
	人	%	人	%			
魏町	102	14.8	154	22.3	432	63.0	691
神田	149	16.1	266	28.7	512	55.2	927
日本橋	96	14.8	169	26.1	383	59.1	648
京橋	84	13.2	150	23.7	400	63.1	634
芝	110	16.5	160	24.0	397	59.5	667
麻布	75	17.4	158	36.6	199	46.1	432
品川	69	23.3	93	31.4	134	45.3	296
四谷	113	19.5	163	28.2	303	52.3	579
新宿	121	17.5	184	26.6	387	55.9	692
小石川	40	18.4	65	30.0	112	51.6	217
本郷	62	18.8	84	25.5	184	55.8	330
上野	76	18.1	124	29.5	220	52.4	420
浅草	69	27.9	73	29.6	105	42.5	247
本所	69	29.0	89	37.4	80	33.6	238
向島	20	21.1	27	28.4	48	50.5	95
江東西	41	23.2	58	32.8	78	44.1	177
江東東	29	18.5	56	35.7	72	45.9	157
荏原	32	33.3	28	29.2	36	37.5	96
目黒	55	17.5	79	25.2	180	57.3	314
大森	49	26.3	51	27.4	86	46.2	186
雪谷	37	26.1	32	22.5	73	51.4	142
蒲田	64	27.6	90	38.8	78	33.6	232
世田谷	47	18.9	66	26.5	136	54.6	249
北沢	59	24.6	81	33.8	100	41.7	240
玉川	33	17.7	53	28.5	100	53.8	186
渋谷	140	17.8	261	33.2	384	48.9	785
中野	62	17.4	92	25.8	203	56.9	357
杉並	44	13.5	80	24.5	203	62.1	327
荻窪	55	17.3	75	23.6	188	59.1	318
豊島	184	21.5	212	24.8	460	53.7	856
王子	54	16.5	77	23.5	196	59.9	327
荒川	41	20.1	74	36.3	89	43.6	204
板橋	81	20.4	110	27.7	206	51.9	397
練馬東	49	14.5	89	26.4	199	59.1	337
練馬西	49	23.3	71	33.8	90	42.9	210
足立	72	26.8	84	31.2	113	42.0	269
西新井	50	34.5	29	20.0	66	45.5	145
葛飾	55	17.6	120	38.3	138	44.1	313
江戸川北	61	24.0	56	22.0	137	53.9	254
江戸川南	30	30.9	40	41.2	27	27.8	97
八王子	55	23.0	52	21.8	132	55.2	239
立川	84	23.7	90	25.4	180	50.8	354
武蔵野	90	23.7	96	25.3	193	50.9	379
青梅	44	36.7	38	31.7	38	31.7	120
武蔵府中	49	20.0	62	25.3	134	54.7	245
町田	53	28.3	68	36.4	66	35.3	187
日野	46	27.7	63	38.0	57	34.3	166
東村山	55	15.2	103	28.5	204	56.4	362
合計	3,204	19.6	4,595	28.1	8,541	52.3	16,340

インターネットで進化する税理士業務

東京税理士会情報システム委員会副委員長 飯塚 武(日野)

なにげなく事務所の中を見渡せばあちこちにパソコンがある。パソコンを含む機械ものには全く弱いし、自慢になるものは持ち合わせていないのであるが、そんな私でも十数年前とは明らかに仕事の流れも違うものとなっているので見てみよう。

●月●日…まるで「どこでもドア？」

～相続税に関する相談…広大地～

相続税の相談で初めて来所されたXさんに、財産の内容の聞き取りをした。ある土地の評価で話ではよく理解できないので、インターネットと一緒に見ながらの会話となった。まず、「google」(注1)のマップから「ストリートビュー」をお見せした。住所を入力すると該当地の道をXさんと一緒にまるで散歩でもするように見て回れるのである。なんと、水路があることや、道路と該当地の間にあぜ道のようなものが存在することまで知ることが出来た。そこで、公図を見ながら、あぜ道のような地番等をインターネットの「登記情報サービス」(注2)を利用して、旧建設省の用悪水路であることや、あぜ道のようなところが市所有の雑種地であることを相談者の目の前で示すことができるのである。また、1600㎡程度であったので、広大地の検討をし、近くにマンションがどの程度あるかも確認できた。実際には、不動産鑑定も要検討としながらも、画面を見ながら、相続税額の概算をその場でお知らせした。

(注1) <http://maps.google.co.jp/>

(注2) <http://www1.touki.or.jp/gateway.html>

●月●日…「申し訳ありませんが社長さん、 こういう決まりがあるんですよ。」

～保証人になってもらえませんか? 紀律規則等～

ある顧問先の社長さんが、保証人になってほしいと来所された。もちろん、保証人などまっぴらであるが、そこは顧問先、なんとかさりとかわすべき資料がないかと規則等をインターネットで検索した。東京税理士会のホームページ(注3)に入り、「会員の方へ」・「会則・規則類集」内の「紀律規則」で、「保証人」をキーワードで検索し、下記、資料を提示しながら丁寧に断りましたが、社長もこれで納得した様子であった。

「(委嘱者との金銭貸借等の制限)第12条 会員は、親族等の特別な場合を除き、委嘱者と金銭の貸借をし、又は委嘱者の債務についての保証人となつてはならない。」

(注3) <http://www.tokyozeirishikai.or.jp/>

ふと気がつくと、業務の多くをインターネットを利用して解決していた。空気のように「あって当たり前」のネット情報であるが、深く感謝している。

●月●日…TAINSデータベースは良きパートナー

～親からの購入(住宅借入金等特別控除)～

電話に出てみると、個人事業主のBさんからの次のような相談だった。「今、住んでいる土地・建物は、一緒に住んでいる父所有であるが、今度、これを購入することになった」というのだ。そこで、住宅借入金等特別控除は適用可能かというもの。こういう場合、即答は避けて、TAINS(税理士情報ネットワークシステム:注4)で確認している。特別な関係にあるとしても、購入後にそれぞれ生計を別にすれば、他の要件を満たしている場合、住宅借入金等特別控除の適用はOKとのことを確認の上、連絡したのだが、便利になったものだ。

(注4) <http://www.zeirishi.gr.jp/>

●月●日…「えっ?先生もう出来たの?」

～青色事業専従者給与に関する届出手続～

ちょっと寄ってみたという大工のAさん。今度の大きな仕事から、息子に手伝ってもらおうとの話をする。生計を一にする親族だからと、すぐに「青色事業専従者給与に関する届出手続」をしようということになったのだが、これが簡単。インターネットの「電子申告」(注5)からちよいと操作して御仕舞いとなった。

ところで、税理士さんって全国で何人くらいいるんですか?というAさんの質問に、またまた、日税連のHP(注6)から「税理士登録者届出数(平成21年2月末日現在)71,099人」と簡単に検索し、話を先に進めた。

(注5) <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

(注6) <http://www.nichizeiren.or.jp/>

●月●日…会場に行かなくても自分のペースで

～事務所内研修～

事務所でインターネット配信による研修を受けようと、東京税理士会のホームページに入り込んだ。会場型集合研修と異なり、コーヒー片手に研修をゆったりとした気持ちで受講できた。途中、一時停止もあり、勝手に休みを入れることもできてすばらしいと思う一瞬である。

J-SaaS 事業の概要について説明

～情報提供研修会を開催～

本会情報システム委員会では、経済産業省の中小企業向けSaaS活用基盤整備事業(J-SaaS事業)についての情報提供を行うため、3月25日、東京税理士会館で研修会を開催した。同事業は税理士業界にも大きく影響することが予想されるため、多くの会員が熱心に受講した。

第1部は経済産業省情報処理振興課の課長補佐、安田篤氏により、J-SaaS事業の背景、アプリケーション利用の仕組み、SaaS導入によるメリット等、同事業の概要について説明があった。

第2部は本会情報システム委員会委員であり、また経済産業省のJ-SaaS普及(情報提供)インストラクタである菅沼俊広会員が、アプリケーション購入方法や、SaaSの導入によって予想される税理士業務の変化について説明し、またシステムの稼働状況等、注視すべき事項についても解説があった。

受講者は会員、事務所職員合わせて122名であった。情報システム委員会では、今後もJ-SaaS事業についての情報提供を随時おこなっていく予定である。

